

第3回 教育委員会臨時会議日程

開催期日 平成30年6月14日（木）

開催時間 16時00分

開催場所 芽室町中央公民館1階応接室

開 会

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第10号 契約締結（学校給食センター食器システム洗浄機取得）
の議案に対する意見申し出の件（非公開）

日程第3 議案第11号 芽室町立学校における働き方改革推進プランの件

日程第4 議案第12号 教育委員会委員の道外研修実施の件

閉 会

日程第2

議案第10号

契約締結（学校給食センター食器システム洗浄機取得）の議案に対する意見申し出の件（非公開）

契約締結（学校給食センター食器システム洗浄機取得）の議案に対する意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、町長に対し申し出ようとするものであります。

平成30年6月14日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

日程第3

議案第11号

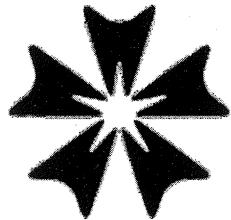
芽室町立学校における働き方改革推進プランの件

芽室町立学校における働き方改革推進プランについて、決定しようとするものであります。

平成30年6月14日提出

芽室町教育委員会教育長 武田孝憲

芽室町立学校における 働き方改革推進プラン



**平成30年6月
芽室町教育委員会**

はじめに

学校や社会を取り巻く環境が変化し、子どもたちが抱える課題が多様化する中、学校や教職員に求められる役割は拡大し、その内容も複雑化、多様化する状況にあります。加えて新学習指導要領における外国語教育、道徳教育など教育活動の充実や、「主体的・対話的で深い学び」（アクティブ・ラーニング）への対応など、教職員が取り組むべき課題はますます増加し、教職員の長時間労働が問題となっています。

平成28年度に北海道教育委員会が実施した「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」では、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、小学校で2割、中学校で4割を超えているという結果が出ており、当町においても同様の傾向があるものと認識しています。

教員が授業や授業準備に集中し、子どもたちと向かい合う時間を確保し、健康でいきいきとやりがいを持って働きながら、学校教育の質を高められる環境を構築することは大変重要です。

こうしたことから、芽室町教育委員会として、学校現場の業務改善に向けた取組に関し、北海道教育委員会の取組を参考にしながら、校長会及び教頭会とも協議を進め、今後、取組んでいく必要がある事項を整理しました。

I 働き方改革推進プランの性格

- ・ 本プランは、町内全ての学校が働き方改革を進めるために、教育委員会が策定するものであります。
- ・ 本プランについては、今後の北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら、必要に応じて適宜見直しを行います。

II 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教育が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教員の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら、取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、北海道、町、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもたちと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要です。

III 働き方改革推進プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とします。

1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全学校でゼロを目指します。

この目標を達成するために、教育委員会は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努めます。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととします。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- 1 部活動休養日を完全に実施（年間73日）している部活動の割合・・・100%
- 2 変形労働時間制を活用している学校の割合・・・・・・・・・・・・100%
- 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合・・・・・・・・100%
- 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合・・・・・・・・100%

IV 具体的な取組

1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

1) 「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 教職員定数改善や加配制度の充実等について、国や北海道教育委員会に対する要望を継続して行います。
- ・ 全ての小学校で35人以下の少人数学級を編成とともに、特別な配慮や支援を必要とする児童生徒に対して、教育活動指導助手や学校支援員を配置します。
- ・ 新学習指導要領への移行を円滑に進められるよう、外国語指導助手2名体制とし、各小学校に派遣します。

2) I C Tの活用促進

- ・ 全教職員に一人1台整備している校務用パソコンを活用した情報の共有化や業務の効率化を図っています。

3) 地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりの推進

- ・ 学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、地域住民が学校の教育活動を支援するとともに、全ての学校に学校運営協議会を設置し、地域とともにある学校づくりに取組んでいきます。

4) 学校徴収金の徴収・管理業務の負担軽減

- 教材費などの徴収等事務は、口座振替での対応を促進するとともに、地域や学校の事情に応じて事務職員等が業務を行うなど、教員の業務とならないように促します。

2 部活動指導にかかる負担の軽減

1) 部活動休養日等の完全実施

- 部活動休養日を週1回以上設けていますが、スポーツ庁のガイドラインを踏まえ、適切な部活動のあり方を見直します。
- 定期テスト期間前3日間や職員会議日の部活動を休止とするよう取組みます。
- 月に1日以上は、土日又は祝日を部活動休養日とします。
- 夏季休業期間中は上記以外に特定の3日間を部活動休養日とします。

① 部活動休養日の実施

- 毎週1日以上は、休養日を実施する（年間52日以上）
- 月に1日以上は、土曜日、日曜日又は祝日に休養日を実施する（年間12日以上）
- 学校閉学日は部活動休養日とする（年末年始の休日6日）
- 夏季休業期間中は上記以外に特定の3日間を部活動休養日とします
- 上記を基本に1年の1/5以上の休養日を実施する

$$365 \text{ 日} \times 1/5 = 73 \text{ 日}$$

週1日52日+月1日12日+学校閉学日9日（夏季休業期間に取組を推進する3日を含む）=73日

※1 休養日には朝練習や自主練習も行わないこと

※2 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合（※4）は、代替の休養日を実施すること

② 部活動の活動時間

- 平日は2～3時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）
- 土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※3、※4に該当する場合を除き、半日程度で終了すること

※3 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

※4 中体連等が主催する大会、コンクール等の日の前日から起算して1か月以内の期間の場合

2) 外部指導者の配置等の検討

- ・ 部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、外部指導者の協力や各種大会や練習試合等への生徒引率も可能な部活動指導員の配置を検討します。

3) 複数顧問の効果的な活用

- ・ 可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行います。

3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

1) ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・ 職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、勤務時間について意識を持って勤務するよう、意識啓発に努めます。
- ・ 月2回以上の「定時退勤日」、「消灯時間の設定」等、学校の実情に応じた取組や年2回以上の「時間外勤務等縮減強化週間」の徹底などの取組を推進します。

2) 長期休業期間中における「学校閉庁日」の取組推進

- ・ 学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日の取組を推進します。

① 実施目的

- ・ 職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

- ア 年末年始の休日は、学校閉庁日として設定

- イ 夏季休業期間中は、学校の事情に応じて特定の3日間を、年休、夏休、振替等を活用し、学校閉庁日と同様の取組を推進します

- ・ 休暇取得を強制しない

- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うものとする

③ 部活動の取扱

- ・ 部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

- ・ 各学校が通知を保護者に発出

3) 勤務時間を客観的に把握する仕組みの検討

- ・ 各学校と具体的な方法について協議の上、勤務時間を客観的に把握する仕組みを検討します。

4) 管理職のマネジメント研修等の実施

- ・ 様々な機会を通じ、管理職が自ら勤務時間を意識するように促し、各学校での時間外勤務縮減に向けた取組を推進します。

5) 主幹教諭等の配置の推進等

- ・ 学校がいじめや不登校などの生徒指導上の諸問題など、様々な課題を抱える中、校長のリーダーシップの下、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図るため、主幹教諭の配置とともに国の加配を活用するなどの取組を推進します。

6) 事務機能の強化と業務の効率化

- ・ 教員と事務職員との間での一層の業務の連携等により業務を見直し、事務機能の強化と業務の効率化を図ります。

4 教育委員会による学校サポート体制の充実

1) 調査業務の見直し

- ・ 学校に送信する書類を精査し、縮減に努めます。
- ・ 各種団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請します。

2) 勤務時間等に関する制度活用

- ・ 変形労働時間制度、週休日の振替に係る勤務時間のスライド・振替期間等の特例、週休日における勤務時間の割振り変更など、これら制度が有効に活用されるよう取組を推進します。

3) メンタルヘルス対策の推進

- ・ メンタルヘルス対策を推進するため、ストレスチェックの実施や面接指導が受けれることができる体制を整備し、教職員の健康管理対策を実施します。

4) 学校行事の精選・見直し

- ・ 学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促します。

5) 保護者や地域住民等の理解を得るための取組の促進

- ・ 少年団活動の指導にかかる教職員についても、関係団体に対し部活動指導休養日

の取組内容や、日本スポーツ少年団の活動の基本的考え方を踏まえた在り方の理解促進を図るとともに、教員の時間外勤務縮減の取組に対する保護者、地域住民、役場各課の理解促進を図ります。

日程第4

議案第12号

教育委員会委員の道外研修実施の件

教育行政の推進及び改善・充実に資することを目的として、教育委員会委員の道外研修を実施しようとするものであります。

平成30年6月14日提出

茅室町教育委員会教育長 武田孝憲

平成 30 年度 教育委員会委員視察研修

1 研修内容

- (1) コミュニティ・スクールについて
- (2) I C T 教育の推進について

2 目 的

- (1) コミュニティ・スクールについて

平成 31 年度のコミュニティ・スクール導入に向け、実践事例を通して効果的な運用及び地域との連携・協働体制の確立について調査研究するため、先駆的な取り組みをなされてきている東京都三鷹市教育委員会を視察研修し、今後の本町における導入に役立てるものとします。

- (2) I C T 教育の推進について

グローバル化や急速な情報化社会に対応することや、確かな学力の定着を図る有効な施策として、教育用コンピュータやタブレット導入など、I C T 教育の実践事例を通して効果的な運用及び I C T 環境整備の確立について調査研究するため、先駆的な取り組みをなされてきている東京都荒川区の状況を視察し、今後の検討に役立てるものとします。なお、区内小学校のうち、導入小学校である荒川区立第二日暮里小学校の授業参観を実施することとしました。

3 視察研修先

- (1) コミュニティ・スクールについて

三鷹市教育委員会

東京都三鷹市新川 6 丁目 35 番 28 号 電話 0422-45-1151 (内線 3245)

※連絡調整先 三鷹市教育委員会教育施策担当課長 福島氏

- (2) I C T 教育の推進について

荒川区立第二日暮里小学校

荒川区東日暮里 5 丁目 2 番 1 号 電話 048-473-1111

※連絡調整先 荒川区教育委員会指導室統括指導主事 佐々木氏

電話 03-3802-3111 (内線 3385)

4 研修先予定日時

平成 30 年 7 月 10 日 (火)

三鷹市教育委員会 14 時 00 分から 16 時 00 分

平成 30 年 7 月 11 日 (水)

荒川区立第二日暮里小学校 10 時 00 分から 12 時 00 分

5 参 加 者

(1) 教育長及び委員：5名

武田孝憲教育長

西村嘉博教育長職務代理者、土屋直道委員、山口祥子委員、田口聰明委員

(2) 事務局：1名

中田雅彦学校教育課総務係長

6 行 程 案

平成30年7月10日（火）～7月12日（木） 詳細別紙視察概要のとおり

※道外視察研修に引き続き、札幌市内で開催される第55回北海道市町村教育委員研修会に参加することになります。

7 実施に係る予算措置

(1) 教育長（1名分）

210101 教育委員会運営事業 9.1.1.9-02 教育長旅費 311千円のうち

教育委員（4名分）

210101 教育委員会運営事業 9.1.1.9-01 教育委員費用弁償 578千円のうち

(2) 事務局（1名分）

20105 教育委員会事務局運営事業 9.1.2.9-01 職員旅費 251千円のうち

教育委員会委員視察研修概要

平成 30 年 7 月 10 日 (火)

08 時 00 分 中央公民館から公用車でとかち帯広空港へ移動

09 時 15 分 ADO62 便とかち帯広空港発

11 時 00 分 羽田空港着 (昼食)

12 時 05 分 羽田空港からは、私鉄で JR 三鷹駅へ移動

13 時 23 分 JR 三鷹駅着

三鷹駅からはタクシーで移動

14 時 00 分 三鷹市教育委員会視察 (~16 時 00 分)

「コミュニティ・スクール」について

視察先からタクシーで三鷹駅へ移動し、私鉄で新橋へ移動

17 時 05 分 JR 新橋駅着 (ホテル新橋三番館に宿泊)

平成 30 年 7 月 11 日 (水)

09 時 00 分 JR 新橋駅から私鉄で JR 日暮里駅へ移動

10 時 00 分 荒川区立第二日暮里小学校視察 (~12 時 00 分)

「ICT 教育の推進」について授業参観

視察先からは徒歩、私鉄で羽田空港へ移動

15 時 00 分 ANA69 便羽田空港発

16 時 30 分 新千歳空港着

新千歳空港からは、私鉄で琴似駅へ移動

17 時 30 分 JR 琴似駅着 (琴似グリーンホテルに宿泊)

平成 30 年 7 月 12 日 (木)

09 時 00 分 徒歩、私鉄で研修会場へ移動

10 時 20 分 第 55 回北海道市町村教育委員研修会出席 (~15 時 30 分)

会場からは徒歩、地下鉄で札幌駅へ移動

16 時 08 分 スーパーおおぞら 9 号 札幌駅発

18 時 50 分 芽室駅到着